

今後の取組み及び 施策の進捗管理

令和7年3月10日
福祉部障がい福祉室

【1 全庁横断的に行うこと】

推進方針及び条例に基づく取組

【全庁横断的に行うこと ①】

・推進方針1 手話への理解の促進及び普及

- すべての職員が、「こんにちは」、「ありがとう」、「よろしくお願いします」、の手話を覚える。
(指定管理者、委託業者にも対応を求める。)
- すべての職員が、手話を言語とする聴覚障がい者に対応する際、安心して手続きや相談を行っていただけるよう適切に接遇を行う。

これまでの取組

- 職員向けに、聴覚障がいの方とのコミュニケーションを取る際のポイントを周知（令和6年10月）

★まずはこの3つ★

「よろしくお願いします」



鼻先に置いた右手拳を開きながら、前へ出し、軽く頭を下げる

「こんにちは」



立てた右手2指を重ねて前方から額の中央へあてる
(時計の12時の位置)
(「昼」「正午」も同じ手話)

「ありがとう」



左手甲に小指側を直角にのせた右手を上げながら頭を下げる

イラスト出典：
(一財)全日本ろうあ連盟著
『わたしたちの手話 学習辞典I』



3つの手話の動画（約2分）を作成

これまでの取組 2

● 窓口職場を中心に研修を実施（令和6年度）

（内容）聴覚障がい者についての基本知識
あいさつ等の手話の実践

- ① 福祉部
- ② 市民部・学校教育部・地域教育部・税務部・児童部・健康医療部
- ③ 図書館
- ④ 消防本部・消防署

その他、環境部、保育所など、あわせて約130人が受講

（12月から、同じ内容の動画研修を配信（全職員視聴可））

● 「手話が言語であることへの理解」が広がっていることをアピールするため、名札につけるバッジを制作

➡ あわせて、職場に掲示するポスターを配布

動画研修



全庁公開¥02 人材育成・職員研修担当¥01
研修関係¥職員研修動画



推進方針及び条例に基づく取組

【全庁横断的に行うこと ②】

・推進方針2 コミュニケーション手段にかかる環境の整備

○ 以下の業務について、必要に応じ手話通訳者や要約筆者の手配を行うよう、準備段階から検討する。

◆ イベントを実施するとき

◆ 委員等を募り会議を開催するとき

※ 資料の作成にあたっては、音声読み上げソフトへの対応も考慮する

- 窓口のわかりやすい場所に、**耳マーク**を設置する。
- 窓口に筆談ボードを設置し、市民等の申し出により「筆談のコツ」を参照し、適切に対応できるようにする。
- 市民への通知文等の作成にあたり、UDフォントを使用する。

UDフォント

… ユニバーサルデザインの考え方に
基づいて作成された、誰にとっても
見やすく読みやすいフォント。
視認性、判読性が高くなるようにデ
ザインされているのが特徴。

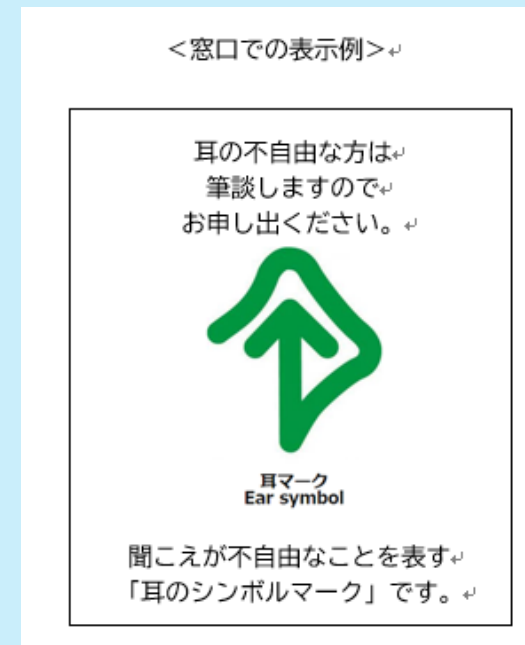
(数字の比較)

3	8	9	(BIZ UDゴシック)	} UDフォント
3	8	9	(BIZ UD明朝 Medium)	
3	8	9	(UDデジタル教科書体 NK-B)	
3	8	9	(HG丸ゴシックM-PRO)	
3	8	9	(HGS創英角ポップ体)	
3	8	9	(游ゴシック Light)	

- 市政に関する情報を発信する際、ホームページやSNSでも必ず周知する（紙媒体だけでなく、広く周知する）。

(参考) 耳マーク

- 「聞こえない・聞こえにくい」ことを示し、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくマーク
- 本市では、希望に応じ筆談で対応することを明示するため、平成17年（2005年）にマークを全庁配布し、窓口等に掲示



一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

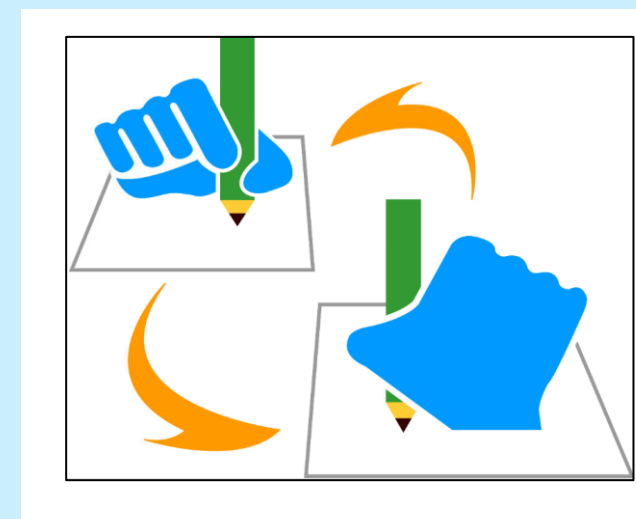
(参考) 筆談マーク

- ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮について、理解を広めるために考案されたマーク。

【意味】

当事者から：「筆談で対応をお願いします」

窓口等で：「筆談で対応します」



一般財団法人全日本ろうあ連盟

【2 今後実施 又は 実施を検討する取組み】

今後実施 又は 実施を検討する取組みの期限

【優先順位をつけ、3つに分類】

- ① ただちにできること … 令和7年3月（今年度中に実施）
- ② できるだけ早期に対応するもの
… 令和7年12月（1年以内に実施）
- ③ ニーズを把握したうえで予算が必要なもの
… 令和8年8月（令和9年度での予算化を目指す）

推進方針 1 手話への理解の促進及び普及

NO.	項目	期限	担当室課
1	手話サロン、手話サークルなどの情報収集や紹介、活動促進への協力	② 令和7年12月	障がい福祉室

推進方針2 コミュニケーション手段にかかる環境の整備

NO.	項目	期限	担当室課
1	市のイベントや会議開催時に検討すべきコミュニケーション支援のチェックリスト化	① 令和7年3月	障がい福祉室
2	災害時・緊急時の情報伝達手段や避難所等での支援準備及び周知	② 令和7年12月	危機管理室 障がい福祉室
3	市窓口にイラスト等を指さしするコミュニケーション支援ボードの設置	② 令和7年12月	定型的な市民対応業務がある全室課
4	指定管理者及び市の委託事業者における必要なコミュニケーション手段の確保	② 令和7年12月	指定管理及び委託事業のある全室課
5	音声を文字化するICTやAIなどのデジタル技術の活用 の検討	③ 令和8年8月	デジタル政策室 障がい福祉室
6	事業者等によるコミュニケーション手段の確保などへの支援の検討	③ 令和8年8月	地域経済振興室 障がい福祉室

推進方針3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

N0.	項目	期限	担当室課
1	手話通訳者が配置されている医療機関リスト等の提供	① 令和7年3月	障がい福祉室
2	遠隔手話などICT技術の活用	② 令和7年12月	障がい福祉室
3	よりレベルの高い市民向け手話講座の開催の検討	③ 令和8年8月	障がい福祉室

【障がい者支援プランとも整合性を持ちながら検討】

- 推進方針2 コミュニケーション手段にかかる環境の整備

手話通訳者の派遣の拡充【障がい福祉室で検討（③ 令和8年8月まで）】

- 推進方針3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

手話通訳の登録制度の創設【障がい福祉室で検討（③ 令和8年8月まで）】

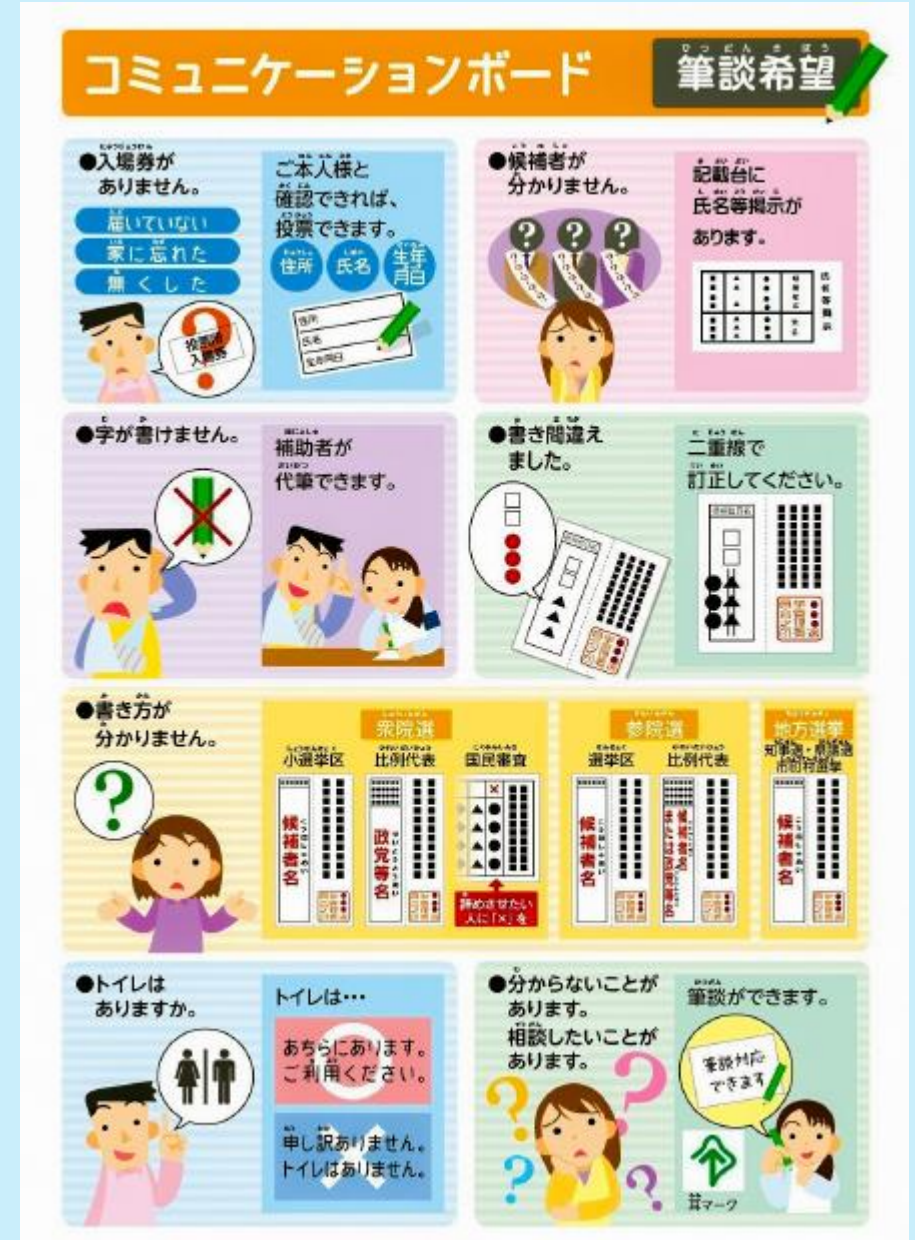


今後、ニーズ調査等を実施

必要性があれば、機器の活用も含め実施を検討

(参考) コミュニケーション支援ボード

- 知的障がいや聴覚障がい、言語障がいのある人、外国人など、話し言葉でのコミュニケーションが苦手な人たちとの意思疎通を助けるためのもの
- 言葉でうまく伝え合えない時、イラストを指さしして使う
- コミュニケーション支援ボードを使うときは、多くの言葉は使わず、ゆっくり見せて、相手が指さしできるよう待つ



【3 進捗管理・推進体制】

進捗管理・推進体制

【年度ごとの進捗管理】

ア 全職員が実施することが確実にできていることの確認

(ア) 全職員

「こんにちは」、「ありがとう」、「よろしくお願いします」の手話を覚える、通知文にUDフォントを使用する など

(イ) 各室課

耳マークの設置、コミュニケーション支援ボードの設置、イベントや会議での手話通訳や要約筆記者の手配の検討、**多様な手段での情報発信、ホームページへのテキスト版資料の掲載** など

イ 各室課における実施状況を照会

(ア) 推進方針及び条例に基づく取組の実施状況

(イ) 今後取組の検討状況

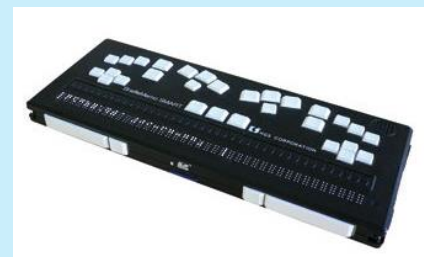
(参考) 点字・音訳・音声コード

● 点字

視覚に障がいがある方が触って読む文字

点字ディスプレイをパソコンに接続し、**テキストデータ**を点字で入出力することが可能

点字ディスプレイ



● 音訳

視覚障がい者に対する情報保障を目的として文字などを音声に換えて提供すること

● 音声コード

紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコード

(約800～1000文字程度の情報が入る)。1コードにつき半円の切り欠きが1つ必要

音声コード



←
切り欠き
(直径6mm)

(参考) 合理的配慮の提供義務

障害者差別解消法の改正（令和3年5月改正、令和6年4月1日施行）

不当な差別的取扱い	行政機関：禁止	民間事業者：禁止
合理的配慮（※）の提供	行政機関：義務	民間事業者：努力義務から義務へ

（※）合理的配慮等具体例データ集（内閣府）（<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>）

【聴覚障がい】 字幕や手話などの見やすさを考慮して座席配置を決める など

【視覚障がい】 資料を拡大文字や点字によって作成したり、資料の内容を読み上げて伝えたりする など

【知的障がい】 資料を簡潔な文章によって作成したり、文章にルビを付したりする など

【精神障がい】 曖昧な情報や一度に複数の情報を伝えると対応できないときには、具体的な内容や優先順位を示すようにする など



合理的配慮の提供に関する事項は、吹田市合理的配慮庁内推進会議（課長級）
とも連携して取組む

【推進体制】

ア （庁内）吹田市障がい者福祉事業推進本部会議

- ・ 毎年、進捗状況を報告。
- ・ 全庁横断的にさらに検討すべきとなった取組み等を協議。

イ （庁外）吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会

- ・ 引き続き、障がい当事者や有識者による作業部会を設置。
- ・ **取組みに関係する室課も事務局として出席。**